

令和 2 年 4 月 2 1 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕

**「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」
に対する報告の補足資料について**

本年 4 月 6 日付「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について (20200406 資第 10 号)」に対して 4 月 1 7 日付で行った報告につきまして、添付のとおり補足資料を提出いたします。

以 上

【添付】

補足事項

- ・「(1) 回答における内容(役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等)に類似する事案の有無」の調査について

1. 役職者による金品受領および不適切な工事発注・契約の有無に関する調査について

役職者による金品受領および不適切な工事発注・契約(事前情報提供・事前発注約束)の有無については、次のとおり聞き取り調査および契約実績調査を実施し、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

(1) 本件事案発覚を受け実施した調査について

- a. 金品受領および不適切な工事発注・契約(事前情報提供)の有無に関する聞き取り調査

(a) 実施時期：2019年9月30日～10月7日

(b) 対象者：合計61名(以下のアおよびウは現役の者、イは過去10年間に当該役職に就任していた者を対象とした。)

ア. 役員(12名)、原子力部門の執行役員(3名)：15名

イ. 過去10年間の会長、社長経験者、原子力担当役員：5名

ウ. 常務執行役員(6名)、執行役員(18名。原子力部門1名を含む)、本店部室長(10名)、泊原子力事務所・泊発電所次長級(7名)：41名

(c) 聞き取り方法：面談、電話

(2) 関西電力第三者委員会調査報告書公表後に実施した調査について

- a. 金品受領および不適切な工事発注・契約(事前情報提供・事前発注約束)の有無に関する聞き取り調査

- ・上記(1)の対象者に加え、以下の原子力部門の部・課長級社員に範囲を広げ、聞き取り調査を実施した。

(a) 実施時期：2020年3月24日～3月25日

(b) 対象者：現役の原子力部門の特別経営職(部・課長級)：9名

(c) 聞き取り方法：面談、電話

- b. 不適切な工事発注・契約(事前発注約束)の有無に関する聞き取り調査

- ・事前発注約束は、その行為の性質から事前情報提供に包含されると解され、上記(1)の聞き取り調査結果において事前情報提供がなかったことから、事前発注約束もなかったものと思われるが、念のため、上記(1)の対象者のうち以下の23名(全員現役)に対して、聞き取り調査を実施した。

- (a) 実施時期：2020年3月24日～3月25日
- (b) 対象者：役員（12名）、原子力部門の執行役員（4名）、泊原子力事務所・泊発電所次長級（7名）：23名（上記（1）の調査対象者と重複）

c. 契約実績調査

資材契約書類の保存期間が7年のため、過去7年（2012～2018年度）の原子力部門における工事発注について、原子力発電所立地地域の建設業者への特命発注28件を対象に調査を実施し、合理的理由のない特命発注はなかった。

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無に関する調査について

電気料金値上げ時に役員報酬をカットされ、その後に退任した役員への報酬補填の事実の有無については、2013年9月に実施した電気料金値上げ以降の各社長に聞き取りを実施し、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

以上